

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条第一項の規定による山梨県における各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山

山梨県第一区 二千五百四十八万六百円

山梨県第二区 二千三百四万一千六百円

博